

令和 7 年第 8 回美郷町議会臨時会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 7 月 7 日（月曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和 7 年 5 月分）

第 4 町長の招集挨拶

議案上程（説明）

第 5 報告第 9 号 専決処分事項の報告について

第 6 報告第 10 号 専決処分事項の報告について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 7 議案第 44 号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

第 8 議案第 45 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 3 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	熊谷隆一	２番	村田薫
３番	鈴木正洋	４番	藤原政春
５番	高山茂雄	６番	高橋邦武
７番	深澤均	８番	伊藤福章
９番	高橋正和	１０番	泉美和子
１１番	深沢義一	１２番	熊谷良夫
１３番	澁谷俊二	１４番	長谷川幸子
１５番	鈴木良勝	１６番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
会計管理者兼 出納室長	照井修	農業委員会 事務局長	加藤隆輝
教育長	栗林守	教育推進監	井合和人
教育推進課長	佐々木寿人	生涯学習課長	中田裕克

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに、出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第8回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、澁谷俊二議員及び14番、長谷川幸子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査、令和7年5月分の結果報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配布しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（森元淑雄） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長は、登壇願います。

(町長 松田知己 登壇)

○町長（松田知己） おはようございます。

令和7年第8回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会に当たり、提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、報告第9号及び第10号「専決処分事項の報告について」ですが、工作物損壊事故及び車両損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、報告するものです。

議案第44号「美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」ですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行を受け、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第45号「令和7年度美郷町一般会計補正予算第3号」についてですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策事業の追加等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎報告第9号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第5、報告第9号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 報告第9号についてご説明します。

2ページ専決処分書をご覧ください。

令和6年11月19日に発生した工作物損壊の事故について、令和7年6月12日に示談が成立し、専決処分をしたので報告をするものです。

相手方は記載のとおりで、事故の概要ですが、町職員が公務中、公用車で相手方敷地に侵入した際、整地して間もないコンクリート舗装にタイヤ痕の損傷を与えたものです。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害賠償額については保険適用外となります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第9号の説明が終わりました。

◎報告第10号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第6、報告第10号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 報告第10号についてご説明します。

4 ページ専決処分書をご覧ください。令和7年5月15日に発生した車両損壊の事故について、同年6月12日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものです。

相手方は記載のとおりで、事故の概要ですが、町職員が町役場敷地内の草刈り作業中に飛び石が、駐車していた相手方車両に当たり、運転席側ガラスを破損したものです。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害賠償額については全額保険対象となります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第10号の説明が終わりました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第7、議案第44号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第44号についてご説明します。

提案理由ですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行を受け、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は6 ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集の1 ページを併せてご覧ください。

今回の改正では、国の選挙における選挙運動費用の公費負担額の一部費用の上限額が引き上げられたため、町の選挙もこれに準じて改正するものです。

第8条ですが、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価上限額を8円38銭に引き上げるものです。
次に第11条ですが、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価上限額を586円88銭に引き上げる
ものです。

議案の6ページに戻っていただきまして、附則になりますが、この条例は交付の日から施行する
ものとし、次の附則において改正条例に伴う経過措置を規定しております。

議案第44号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第44号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 美郷町議会議員及び美郷町長の
選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されま
した。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第8、議案第45号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第3号を上程し、
議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第45号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に2,320万8千円を追加するものです。

それでは歳入から順にご説明しますので、14、15ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。

続きまして、14款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、本年5月27
日付けで、同交付金の推奨事業メニュー分として追加配分があり、物価高騰の影響を受けている

生活者及び事業者支援事業の補正財源の一部として充当するものです。充当する事業の詳細につきましては歳出でご説明します。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、15款2項2目民生費県補助金1節障害者施設支援施設等物価高騰対策支援事業費補助金及び2節介護保険施設等物価高騰対策支援事業費補助金は、米価等の高騰による社会福祉施設等の食材料費の負担軽減を図るため、市町村が実施する事業への県の補助で補助率2分の1となります。詳細につきましては歳出でご説明いたします。

歳入の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

16、17ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費の21節補償金ですが旧六郷わくわく園跡地等の宅地造成に伴う東北電力、N T Tの電柱移転補償費となります。この度の宅地造成工事による道路拡幅等に伴い、既存の東北電力の電柱6本、N T Tの電信柱2本を移設することに加え、東北電力の電柱1本新設する必要があるため、その移転新設に係る補償金として予算計上するものです。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4項4目参議院議員選挙費の1節報酬ですが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者や立会人の報酬日額が1,200円から1,700円ほど引上げとなり、不足見込み分を増額するものです。12節掲示板設置・撤去委託料は額の確定により減額し、13節物品借上料は3か所の投票所にスポットクーラーを設置したく増額するものです。

5目美郷町議会議員一般選挙費の1節報酬ですが、国の選挙に準じて町の選挙における投票管理者や立会人の報酬日額の不足見込み分を増額するものです。

18節選挙公営負担金ですが、議案第44号でご説明しましたとおり、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価と選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の引上げに伴う不足見込み分を増額するものです。

2款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3款1項1目社会福祉総務費18節熱中症予防・省エネエアコン購入支援事業補助金ですが、議案資料集にて内容を説明いたしますので、議案資料集2ページをお願いいたします。

事業の目的ですが、エアコン未設置住宅に対し省エネ性能が高いエアコン購入助成を実施し、熱中症予防並びにエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の抑制を図るものでございます。

対象世帯ですが、美郷町内に居住、住所を有する方で、現に居住している住宅において、エア

コンが1台も設置されていない世帯、かつ世帯員全員の令和7年度住民税が非課税の世帯を対象とし、このうち住民税均等割が課税されているものの扶養親族等のみで構成されている世帯は除きます。

次に対象エアコンですが、2027年度を目標年度とする新たな省エネ基準に基づく統一省エネラベルの省エネ性能を星2以上の新品エアコンとし、美郷町内販売店または第3弾秋田省エネ家電購入応援キャンペーン参加店舗から購入したエアコンといたします。なお、キャンペーン参加店舗は秋田県内に実店舗を有することが要件となっております。

助成内容ですが、1世帯1台限りとし、上限5万円で購入設置費用と比較し、いずれか少ない金額で千円未満を切り捨てた額といたします。

対象期間等につきましては、購入対象期間を県のキャンペーン対象開始日の5月1日から期限は9月30日までとし、申請期限は令和7年10月31日までとします。なお、設置に要する期間を考慮し、申請期限までの設置について補助対象といたします。

議案16、17ページに戻っていただきまして、申請数100件分500万円を計上してございます。

財源は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を10分の10見込んでおります。

次に2目障害者福祉費ですが、障害者支援施設等物価高騰対策支援事業に要する予算となります。

議案資料集にて内容を説明いたしますので、議案資料集3ページをお願いいたします。

本事業は、米価等の高騰による障害者支援施設等の食材料費の負担軽減を図り、事業の安定的な実施を支援することを目的とするものです。

対象は、申請日時時点で町内にて運営を継続している障害者支援施設といたします。

支援内容ですが、県の補助基準単価に合わせ、入所施設において3食提供施設が5,000円、2食提供施設が3,300円、通所施設は1,650円で、申請日時時点の定員数を乗じた額といたします。

歳入として、県補助2分の1、歳出として記載の施設数定員を見込んでおります。

議案16、17ページに戻っていただきまして、18節障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金として89万2,000円を計上しております。

次に3目高齢者福祉費ですが、介護保険施設等物価高騰対策支援事業に要する予算となります。議案資料集にて内容を説明いたしますので、議案資料集4ページをお願いいたします。

事業目的は、先ほどの障害者支援施設同様で、対象施設が申請日時時点で町内にて運営を継続している介護保険施設といたします。

支援内容ですが、県の補助基準単価に合わせ、入所施設が5,000円、通所施設は1,650円でそれ

ぞれ定員数を助成額といたします。

歳入として県補助 2 分の 1、歳出として記載の施設数定員を見込んでおります。

議案16、17ページに戻っていただきまして、18節介護保険施設等物価高騰対策支援事業補助金として、301万4,000円を計上しております。

3 款 1 項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、議案18、19ページ上段をお願いいたします。

2 項児童福祉施設費 3 目12節、設計管理委託料は、仙南すこやか園照明設備LED化工事に関する実施設計業務について、当初予算において工事管理業務に係る数値により予算計上したため、積算の見直しにより予算に不足が生じたため増額計上するものです。

3 款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 4 款 1 項 2 目予防費12節予防接種委託料ですが、带状疱疹予防接種が本年 4 月 1 日より予防接種法に基づく定期接種の対象となったことから、対象年齢で未接種の方全員に受診券を送付したところ、想定を上回る接種状況となり、今後の不足が見込まれますので、増額補正するものです。

4 款の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、10款 4 項 4 目社会教育施設費14節工事請負費は、現在発注している学友館地下貯油槽内部補強工事において、消防署との事前協議の結果、設置から40年余り経過していることやマンホール蓋及び既設配管等の腐食が激しいことから、マンホール蓋の交換及び油配管等の改修を行うよう指示されたことから追加工事分を増額するものです。なお、増額分は約90万7,000円ですが、補正額については工事費確定により、施設改修工事から施設設備改修工事への予算の組み替え、施設設備改修工事の増額及び予算残額分を充当し、不足分の25万8,000円を補正するものです。

次の 5 項 2 目保健体育施設費10節修繕料は、社会体育施設の老朽化等による修繕料で、7 月23日からオープンするプールパークみさと及び野球場等の小破修繕が増大し、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

2 目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 同じく 3 目学校給食費は、食材料費の高騰の影響を受ける学校給食費に係る保護者支援として、令和 7 年 8 月から令和 8 年 3 月分までの学校給食費の保護者負担分を上回る食材料費の財源の一部に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するものです。

議案第45号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。10番、泉 美和子議員。

○10番（泉 美和子） 17ページの熱中症予防・省エネエアコン購入支援事業補助金についてですけれども、非課税世帯で、そして対象エアコンが省エネ家電キャンペーンのものということで、熱中症予防のためのエアコン設置とすれば、すごく二重のハードルといいますか、対象が大きいように思うんですね。例えば、高齢者のためのエアコン設置だと、非課税世帯だけというような条件を付けて実施しているところもありますので、こういうように名称も省エネエアコン購入となっているので、今これからはそういうのだとは思いますが、実際購入するとすれば、またハードルがちょっと高くなるんじゃないかと思って。こういうようにした理由といいますか、そういうことを知らせていただきたいということと、それからこの県のエアコンの家電購入の助成があるんですけれども、それとこの町の助成と足して全部受けられるのかということです。受けられるとすると、最大でどれくらいになるのかということをお知らせいただきたいと思います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、対象とした省エネエアコンでございますが、やはりおっしゃるとおり導入に関しては比較的高いように伺ってございます。しかしながら、今回の理由にも書かせていただきましたとおり、将来に向けて環境性能という部分では、エネルギー消費量及び二酸化炭素量を排出を抑えるということは国も推進してございますし、また、省エネエアコンは同時にランニングコストのほうを抑えられるというように伺っています。そういった意味で、長い目で見るとやはり省エネのほうを推進するということが、まず町としては当然であろうということでの要件としたところでございます。

そして2つ目の県のキャンペーンとの同時利用でございますけれども、こちらは町の補助金、補助と並びに県のキャンペーン利用は可能でございます。県のほうは最大25,000円相当の、県のほうはポイントであったり商品券というのと伺っていますが、最大に25,000ポイントを受けられるということのようでございます。

以上でございます。

○議長（森元淑雄） よろしいですか。他に質疑ありませんか。7番、深澤 均議員。

○7番（深澤 均） 同じ項目でありますけれども、対象世帯の部分でエアコンが一台も設置されていないとあります。温暖化が叫ばれて、夏の猛暑が顕著化している現状でありますけれども、それに伴ってエアコンの普及もかなり進んでいるのではないかなと私自身は思っています。

そういう現状において、ちょっと厳しすぎるのではないかというように思います。せっかく500万というお金を準備して支援に当たるわけでありますので、もうちょっと使い勝手のいいような方向でお願いしたいものだというように思っておりますけれども。このエアコンが一台も設置されていないという世帯、福祉保健課はどの程度あると認識して、こういう対策を講じたのか、そこら辺をご説明願います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回エアコンを、未設置住宅を対象としたという理由につきましては、今目的にございますとおり、熱中症予防ということが第一の目的でございます。その要件の中で、今回500万円という予算を規模にしたわけでございますけれども、先行自治体等のお話を伺ったところ、未設置住宅を対象にしたところで当初100件を想定としたところ、足りない状況にあったというようなことも伺っておりますので、限られた予算の中で、最大多くの方々にご活用いただけるというような趣旨もございまして、今回100件相当分、500万円を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（森元淑雄） よろしいですか。7番、深澤 均議員。

○7番（深澤 均） エアコンが一台も設置されていないという世帯は。

○議長（森元淑雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 未設置住宅につきましては、現在アンケート等を行ってございませんで福祉保健課では把握してございませんが、先ほど申し上げましたように先行自治体等の例を参考にしながら行ったところでございます。以上でございます。

○議長（森元淑雄） よろしいですか。7番、深澤 均議員。

○7番（深澤 均） 最低でも100件以上の未設置住宅がなければ、この予算を反映できないわけですね。それを把握していないで、この予算を上程するというのは、私はいかがなのかと思えますけど。現実性が全くないのではないかと、結果的にこの予算が大幅に余ということも想定されるわけですので、そこら辺はきちとした対応が必要ではないかなというように思います。

○議長（森元淑雄） 暫時休憩いたします。

（午前10時26分）

（午前10時27分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 先ほどの再質問にお答えいたします。

町としましては、全ての施策につきまして全てのニーズを把握した上で行っているわけではございません。今回のエアコンにつきましては、県内の自治体の例を参考にしたと先ほど申しましたけれども、県内の自治体であれば所得の水準であったり、またそういった様々な要件が似通っている、類似しているということを勘案しまして、先行自治体の例を参考に予算計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（森元淑雄） 町長より補足の説明があります。町長、これを許します。

○町長（松田知己） 補足の説明いたしますが、美郷町の町民所得が県民所得に比して、それほど高くなく、それほど低くもなく、そういうことを踏まえますと、県内の自治体の導入状況は、平均値として参考になるという判断です。

美郷町がとても所得が低ければ、先ほど議員がおっしゃったような把握ということも必要かもしれませんが、平均的な町民所得である上では、想像の範囲の中で県内の事例が参考になるという判断です。

それから、全ての町の補助事業について、例えば、シートベルトでなくてチャイルドシートであったり、諸々補助制度について、実態をすべてしっかり把握しての補助というのはほぼないです。施設があってカウントできるものについてはカウントして補助をいたしますが、それができない場合は、悉皆調査を要するような、しかも全町対象とするような要素について把握するというのは至難の技でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄） よろしいですか。他に質疑ありませんか。12番、熊谷良夫議員。

○12番（熊谷良夫） いつもこういう予算が出るたびに質問するところなんですけど、これは早い者勝ちですか。それとも申請が多い場合は、その後の対応というのはどうなるのでしょうか。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

予算が不足する場合については補正予算で対応いたします。

以上です。

○議長（森元淑雄） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第45号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第45号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第8回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時31分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和7年7月7日

美郷町議会議長 森 元 淑 雄

署 名 議 員 澁 谷 俊 二

署 名 議 員 長谷川 幸 子